

(電子メール施行)

障 号 外
令和4年7月29日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、現下の困難な状況の下、障害児や障害者に対するサービスの提供に努めていただいていることに感謝申し上げます。

さて、このことについて、令和4年7月22日の改正により、特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）となりますが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除が可能となりましたので、お知らせいたします。

なお、一部の障害者支援施設等で濃厚接触者となった従事者に対する外出自粛要請への対応については、別途国から通知がされておりますので、詳細は別添事務連絡を参照願います。

【参考 宮城県ホームページ】

[新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間の短縮について - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](https://www.pref.miyagi.jp)

【この通知に関するお問合せ】

障害福祉課運営指導班

TEL:022-211-2558

E-mail:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp